

# 令和7年度 土佐町周遊観光バスツアー補助金

## 補助事業者

旅行業法の規定に基づく登録を受けている法人  
又は個人事業主。

## 補助対象経費

貸し切りバス(ジャンボタクシー含む)及び列車の借上料  
又は配車料、バスガイド・添乗員費用、公共交通機関運賃。

※県または国の助成金等の交付がある場合は、県または国の  
助成金等の額を除いた金額となっていること。

## 補助要件(以下の条件を全て満たすもの)

- 最小催行人数は概ね**10人以上**(添乗員・乗務員は除く)
- **土佐町内**の目的地を**3か所以上**巡るもの
- **昼食場所**を**土佐町内**の飲食店とする
- **宿泊付きバスツアー**においては、**土佐町内の  
宿泊施設**を利用するもの。

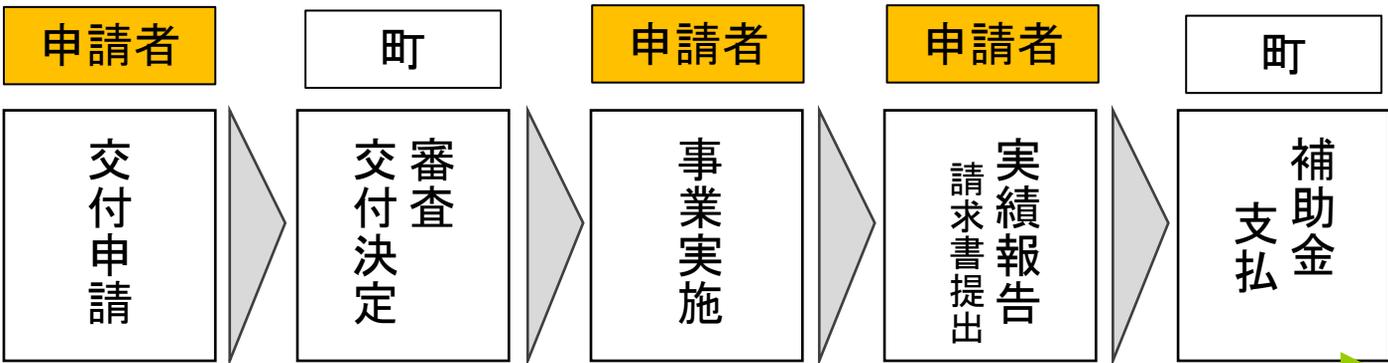
## 補助限度額

**日帰り**バスツアー1本につき**2万円**

**宿泊付き**バスツアー1本につき**3万円**



# 補助事業の流れ



申請書受付から1週間程度かかります。**申請書はツアーの5日前には提出**していただきますようお願いいたします。



補助金の支払いは実績報告書受付から2週間程度かかります。

## 注意事項

- ・「**補助金交付決定通知書**」の交付を受けた後に事業を行うことが原則となります。
- ・補助金交付申請書には、次の書類を添付してください。
  - ①旅行行程表
  - ②補助対象経費(バス借上料等)に係る見積書等  
(公共交通機関運賃は料金表等、金額が分かるもので可。)
- ・補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ変更申請書を提出いただきます。
  - ①補助事業の廃止
  - ②補助金額の増額
  - ③補助事業の内容の重要な部分に関する変更
- ・補助事業者は、補助事業を完了したときには、すみやかに実績報告書を提出してください。
- ・補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - ①最終の旅行行程表
  - ②補助対象経費に係る領収書等の写し
  - ③募集型バスツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し
  - ④受注型バスツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し
  - ⑤バスツアー実施の様子が分かる写真(2~3枚)
  - ⑥参加者数の確認ができるもの(名簿等)

**※補助金は、予算の範囲内で先着順に交付します。申請いただいた全てのツアーに補助金が交付されるわけではありません。**

〒781-3492 土佐郡土佐町土居194番地

土佐町役場 企画推進課 (担当:島崎・中西) ☎0887-82-2450 Email:tosat-40@town.tosa.lg.jp